

## 「滋賀県行財政改革方針」(H23.3)の概要

### 第1章 県政経営を取り巻く環境

#### 1 地方分権・地域主権改革の進展

##### (1) 地方分権・地域主権

- ・「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「国の出先機関の抜本的な改革」等の流れを受け、住民の意思や地域の実情を反映した県政経営への変革

##### (2) 市町村合併の進展

- ・50市町村が19市町となり、市町が行財政基盤の整備が進展

##### (3) 府県の枠組みを越える行政体の動き

- ・関西広域連合の設立(平成22年12月)

#### 2 多様な主体による公共サービスへの転換

##### (1) 「新しい公共」宣言

- ・地域の多様な主体が公共サービスの担い手となり、支え合いと活気のある社会を築く仕組みづくり

##### (2) 本県における協働の動き

- ・琵琶湖の水質保全など先進的な市民活動や、「三方よし」という近江商人の理念を企業経営等のなかに浸透させる活動が行われてきており、今日ではさらなる拡がり

#### 3 危機的な財政状況

- ・三位一体の改革、景気後退により一般財源総額が減少
- ・社会保障関係経費の伸び等により、今後も厳しい収支見通し
- ・国の中期財政フレームでは、地方一般財源の伸びは当面見込めない

### 第2章 これまでの行財政改革の取組

#### 1 行政改革の取組

- ・平成7年度の滋賀県行政改革大綱策定以降、平成19年度の「新しい行政改革の方針」まで、五次にわたる方針を策定し、効果的、効率的な組織機構の整備、業務改善、定員削減等に取り組んだ
- ・平成22年度における知事部局の定数は平成8年度と比して、521人減少
- ・外郭団体の見直しにより、団体数は平成9年度の52から平成21年度は31まで減少

#### 2 財政健全化の取組

- ・平成10年度に財政構造改革に着手して以来、数次にわたる取組
- ・平成15年度以降、事業費で約490億円、人員削減で約50億円等の見直し

## 第3章 改革の方針

### 1 理念

変革を先導する県政経営

### 2 基本方針

#### (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり

- ・ 県が地域自治の担い手として主体的・自律的に施策展開できる仕組づくり
- ・ 身近なサービスは市町へ、県は担うべき国の事務の受け入れを行うなど、それぞれの主体が役割分担し最適なサービスを提供できる体制を目指す

#### (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり

- ・ 公共サービスのあり方を見直し、様々な主体が参加し決定することのできる環境づくり
- ・ 地域社会のニーズに対し、多様なサービスを様々な主体が提供するなかで、新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開される社会づくり

#### (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり

- ・ 課題発見、解決を目指し、政策の立案、遂行能力を備えた職員を育成する
- ・ 組織体制の簡素化・効率化や歳入・歳出の改革により施策の重点化を図る
- ・ 今後も財源不足が見込まれる極めて深刻な財政状況に対し、改革の道筋を示し対応を図る

### 3 計画期間

平成23年度～平成26年度

## 第4章 改革の方策（実施項目）

### 1 これからの自治の仕組みづくり

#### (1) 地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり

- ① 自らのことは自ら責任を持って対応していく、地域主権型行政体制の整備
  - ・ 義務付け・枠付けの見直しに基づく特色あるルールづくり
  - ・ 横つなぎの総合行政の実現
- ② 県の自主性、主体性の拡大につながる地方税財政制度の実現に向けた取組推進
  - ・ 税源移譲の推進等
  - ・ 地方交付税の確保
- ③ 国、県、市町の役割分担を踏まえた改革の推進
  - ・ 県、市町の施策・事業のあり方見直し
  - ・ 県と市町の事務の共同化の検討
- ④ 市町との連携を強化する体制の整備
  - ・ 県と市町の対話システムの効果的運営

(2) 協働型の県行政を進める仕組みづくり

- ① 県民等との協働の更なる推進を目指す
  - ・ 協働提案制度を踏まえたさらなる協働の推進
  - ・ 協働型県政の推進のための職員研修の充実
- ② 協働の担い手を育む支援を進める
  - ・ 多様な主体が活動しやすい基盤の整備
  - ・ 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入等
- ③ 住民主体の「見える県政」の推進
  - ・ 県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映
  - ・ 施策構築や予算編成過程における見える化の拡充
- ④ 行政以外の多様な主体の力を積極的に活用する手法を導入する

(3) 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進

- ① 簡素化、スリム化、必要な行政課題に対応する組織整備と定員管理の適正化
  - ・ 組織・機構の見直し
  - ・ 適正な定員管理
  - ・ 適正な給与管理
- ② 電子化、共通化、一元化による業務改善の推進
  - ・ 情報システムの全体最適化
  - ・ 個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践
  - ・ 定型業務の処理手順の整備

(4) 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政推進

- ① 組織の活性化等
  - ・ 組織の活性化
- ② 地域の課題を解決できる政策形成能力の高い職員の育成強化
  - ・ 自律型人材の育成
- ③ 目標の明確化、課題解決型の業務執行などによる組織力の最大化
  - ・ 目標を明確にし、組織として集中的に取り組む
  - ・ 現場感覚に優れた人材育成
  - ・ 県庁力最大化に向けた業務推進

(5) 「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進

- ① 外郭団体のあり方の見直しの推進
- ② 公の施設の見直しの推進

## 2 財政の健全化

### (1) 財源不足額への対応

#### 【収支改善目標】

(単位:億円)

区 分 (年度)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般財源不足額 (税等)		209	145	155	175	
対 応	歳 出	(1) 事業見直し	23	24	25	25
		(2) 人件費対応	35	35	35	35
	歳 入	(1) 財源対策のための県債	44	45	45	45
		(2) 歳入の確保	107	41	50	70

※平成23年度は当初予算ベースとし、事業見直しについては、平成22年度に実施した事業見直しによる額としている。

この目標達成のため、次の方針により取り組む。

- ア 事業見直し
- イ 外郭団体・公の施設の見直し計画の着実な実施
- ウ 人件費の対応
- エ 歳入による対応

### (2) 持続可能な財政基盤の確立

- ① これからの自治の仕組みづくりの取組による財政の健全化
- ② 財政基盤の確立に向けた取組の推進

# 「滋賀県行財政改革方針実施計画」の主な取組状況 (平成23年4月～平成26年3月)

## 【主な取組状況】

### I これからの自治の仕組みづくり

#### 1 地域主権改革に対応した自治体づくり

##### (1) 義務付け・枠づけの見直しに基づく地域の実情に沿った特色ある ルールづくり

- ・義務付け・枠づけの見直し等を内容とする法律の成立に伴い、本県で条例対応が必要となる19法律69条項について、県民政策コメントを通じて幅広く県民等の意見を聞き、本県の実情を踏まえ対応【平成24年度】

##### (2) 横つなぎの総合行政の実現

- ・横つなぎの総合行政を図るため「総合政策部」を設置し、部局横断的な企画立案・総合調整機能を一元的に所管【平成23年度】
- ・関係する部局と県研究機関が一堂に会して、課題の把握から調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全スキームとして「琵琶湖環境研究推進機構」を創設【平成26年度】

##### (3) 県、市町の施策・事業のあり方についての見直し

- ・事務の共同化等、検討すべき施策・事業について市町と意見交換を実施し取りまとめ、進捗管理を実施【平成23年度～】

取組対象施策・事業	23項目
施策・事業の共同化	9項目（情報システム、地方税務事務ほか）
施策事業の執行支援	10項目（建設工事検査技術の向上ほか）
執行方法の見直し	6項目（都市農村交流事業ほか）

※一部重複項目あり

- ・これまでの県から市町に対する権限移譲の検証を実施【平成24年度】
- ・検証結果に基づき、新たな権限移譲について市町と意見交換を実施

【平成25年度～】

#### 2 協働型の県行政を進める仕組みづくり

##### (1) 協働型県政の推進のための職員研修の充実

- ・協働推進員の設置および協働推進セミナー等の開催を通じ、職員に対する協働マインドを醸成【平成23年度～】
- ・幅広い職員の受講を促すため、協働推進セミナーの一部を政策研修センターで開催するブラッシュアップ研修に位置づけて実施【平成25年度】

(2) 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入

- ・地域に密着した民間公益活動の促進や寄附文化の醸成を図るため、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を条例で指定 【平成 24 年度】

3 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進

(1) 組織、機構の見直し

- ・6つの地方機関（環境・総合事務所、県税事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所、土木事務所）について、実施計画期間中における見直しの方向について取りまとめた。 【平成 23 年度】
- ・木之本土木事務所を廃止し、長浜土木事務所木之本支所に再編【平成 23 年度】
- ・環境・総合事務所を廃止し、環境事務所を設置 【平成 24 年度】
- ・「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の推進に係る施策を集約して担当する課として新たに中小企業支援課を設置 【平成 25 年度】
- ・さらなる事務の効率化のため、本庁知事部局各課の総務事務を集中的に処理する総務事務・厚生課を総務部に設置 【平成 26 年度】

(2) 「定数削減計画」の推進

平成 23 年度	対前年△31人	
平成 24 年度	対前年△53人	
平成 25 年度	対前年△20人	
平成 26 年度	対前年△16人	累計 △120人

(3) 適正な給与管理

- ・労働委員会、収用委員会の報酬日額化、その他の行政委員会の月額報酬引き下げ 【平成 23 年 4 月～】
- ・県税事務手当、社会福祉業務手当の日額化、深夜緊急業務等手当（年末年始の業務）、と畜検査手当の廃止、潜水等作業手当（潜水作業）の額引き下げ等 【平成 24 年 4 月～】

4 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進

(1) 現場感覚に優れた人材育成

- ・現場を知り、行政とは異なる企業文化等に触れ、視野を広げることをねらいとした体験型研修を中心に実施する「ブラッシュアップ研修」を新設し、実施 【平成 23 年度～】

## II 財政の健全化

### 1 財源不足への対応

- ・平成24年度当初予算において、250億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費24億円の歳出削減に加え、さらに人件費で7億円、事業費で5億円を削減。なお不足する財源は、基金の取り崩し、県債の発行などで対応。
- ・平成25年度当初予算において、247億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費25億円の歳出削減に加え、さらに内部経費の縮減等で5億円を削減。なお不足する財源は、基金の取り崩し、県債の発行などで対応。
- ・平成26年度当初予算においては、行財政改革方針策定時に見込んでいた財源不足額(175億円)より48億円縮小し、127億円の財源不足額が見込まれたことから、行財政改革方針で示した人件費35億円、事業費25億円の歳出削減に対して、人件費25億円、事業費32億円の歳出削減を行い、なお不足する財源は、基金の取り崩しなどで対応。

#### ※給与カットの概要

平成15年度から平成25年度まで職員給与のカットを実施。

(11年連続は全国最長)

#### <平成25年度カット率>

##### (1) 4～6月

給料：部長・次長 6%、課長 4%、参事 2.5%、その他 0.8%～0%

管理職手当：10%

##### (2) 7～3月(国からの要請による給与カット)

給料：部長・次長・課長 9.77%、参事から主任主事 7.77%、その他 4.77%

管理職手当：10%

## 2 歳入確保の取組

### (1) 税収確保対策の充実・強化

- ・滞納整理の早期着手および徹底した滞納処分の取組のほか、個人県民税対策として、県と市町で構成する滋賀地方税滞納整理機構において、次の事業を実施【平成23年度～】
  - ・県職員と市町職員による市町税の共同徴収
  - ・市町への県職員の短期派遣 ・県による直接徴収 ・合同検索チーム派遣
- ・県税と市税の滞納額の縮減に向けて、高島地域をモデルとして、高島市役所内において県職員と市職員が共同で徴収事務に従事

【平成25年度～】

## (2) 税外未収金の徴収強化

- ・支払督促、訴訟等の法的措置を前提として回収を図る未収事案を未収金所管所属と財政課による共同管理とし、財政課において未収金の回収業務を実施【平成24年度～】

＜平成26年3月末現在 実績＞

共同管理額 9,566万円(336件)

うち、収納 1,951万円(うち完納51件)

分納承認 4,307万円(165件)

## (3) 県有資産の利活用

- ・未利用県有地の売却処分等の推進
- ・広報誌「滋賀プラスワン」や「県ホームページバナー広告」などを活用した広告等事業の推進
- ・自動販売機設置の公募制を本格実施【平成23年度～】
- ・ネーミングライツ販売の促進【平成24年度～】  
※平成26年2月「県民の森」について契約締結  
(愛称：滋賀日産リーフの森 期間：H26.4～H31.3 金額：年額60万円)

## 3 財政健全化に向けた取組

- ・行財政改革方針の取組を一層着実に推進していくため、これまでの取組状況や財政状況とともに、今後の方向性などを取りまとめた「財政健全化に向けた取り組みについて」の公表【平成24年度～】

＜今後の財政運営の指針＞

### ①財源不足額への適切な対応

今後見込まれる財源不足額に対しては、現行の行財政改革方針の取り組みを着実に進め、収支改善に向けた適切な対応を行う。

### ②基金残高の確保

予算執行等を通じ確保できた財源は、最終補正予算で財政調整基金および県債管理基金に積み立て

→両基金合計で、150億円程度(実質赤字比率の財政再生基準5%相当額)を目安として財政運営に努める。

⇒255億円の基金残高を確保(平成26年度末見込み)

### ③県債残高(臨時財政対策債以外)の縮減

毎年度の予算編成において、前年度の残高を上回らないよう発行総額を厳しく抑制

→当面、6,600億円程度を目安として財政運営に努める。

⇒6,559億円まで縮減(平成26年度末見込み)